

2022 年 7 月 15 日

香 港 上 海 銀 行 東 京 支 店
H S B C 証 券 株 式 会 社
HSBC アセットマネジメント株式会社

新オプトアウト制度に基づくお客様の非公開情報の HSBC グループ間の共有について

香港上海銀行東京支店（その他の日本における支店等を含みます。以下同じ）、HSBC 証券株式会社、HSBC アセットマネジメント株式会社（以下、これらを合わせて「HSBC 日本法人」といいます。）は、より効果的にお客様のニーズに応えるために、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」といいます。）第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に基づく「新オプトアウト制度」¹により、下記の通り対象となる法人のお客様の非公開情報について当社グループ内で相互授受・共有をさせていただくことがございますので、お知らせいたします。

1. 新オプトアウト制度に基づく情報共有の対象となるお客様

新オプトアウト制度による情報共有の対象となるお客様は、業府令第 123 条第 1 項第 18 号トに規定される「上場企業等」に該当する以下のお客様をいいます。

- (1) 金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 163 条第 1 項に規定する上場会社等及びその子会社等
- (2) 金融商品取引所にその発行する株式を上場しようとする株式会社（上場に関する基準に適合するために必要な助言を受けることを内容とする契約又は金商法第 193 条の 2 の規定に準じて公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることを内容とする契約を締結しているものに限る。）及びその子会社等
- (3) 金商法第 24 条第 1 項（同条第 5 項（同法第 27 条において準用する場合を含む。）及び同法第 27 条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書を提出している者及びその子会社等
- (4) 適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 10 条第 1 項第 23 号（イに係る部分に限る。）及び第 24 号に掲げる者を除く。）及びその

¹ 「新オプトアウト制度」とは、上場企業等に該当するお客様について、お客様の情報共有停止のお求め（オプトアウト）に応じて非公開情報の相互授受を停止することとしている旨を当社グループ会社のホームページ等においてあらかじめ容易に知り得る状態に置いているときには、お客様への通知・お客様のご同意を必要とせず、お客様がオプトアウトされるまでは、当社グループ会社の間でお客様の非公開情報の相互授受が認められる制度をいいます。

子会社等

2. 非公開情報の定義

「非公開情報」とは、業府令第1条第4項第12号において規定する「非公開情報」をいいます。

3. 非公開情報を共有する対象グループ会社の範囲

HSBC 日本法人を含む HSBC 日本法人の親法人等（金融商品取引法施行令第15条の16第1項に規定するものをいいます。）及び子法人等（同条第2項に規定するものをいいます。）（以下、「対象グループ会社」と総称します。）

4. 共有される非公開情報の範囲

HSBC 日本法人が現在までに知り得た、又は将来において知り得る、お客様に関する非公開情報をいいます。

5. 非公開情報の共有の方法

非公開情報は、情報漏えい防止等に十分留意の上、口頭、電子メール、書面、共有データベースへのアクセス権付与、その他の情報共有手段により共有されます。

6. 非公開情報の管理の方法

HSBC日本法人及び対象グループ会社が受領した非公開情報は、各法人の関連ビジネスを担当する部署により管理され、本書面に定める通り、適法なビジネス上又は管理上の理由がある場合その他知る必要性が認められない限り、お客様の情報への不適切なアクセス、使用又は頒布を防ぐべく設計された厳格な情報障壁及びコントロールにより、他のビジネスライン等から隔離されます。

7. 非公開情報を共有する目的

- (1) お客様の金融ニーズにより良く適合する種々の金融サービスを提供するため
- (2) ガバナンス及び戦略的な観点からグループ全体の諸業務及び管理をより良く遂行するため
- (3) 前各号に関連するその他の目的を達成するため

いかなる場合においても、お客様の非公開情報は、知る必要性がある場合に限り、適用される法令等を厳格に遵守した上で共有されます。

8. オプトアウトされたお客様の非公開情報を管理する方法

お客様がオプトアウトすることを選択し、当社グループ内の他の法人との間で非公開情

報を共有しないよう要求された場合には、適用される法令及び規制ガイドライン等において許容される範囲を除き、お客様からのオプトアウト受領後に取得したお客様の非公開情報を共有いたしません。しかしながら、既に当社グループ内で共有されており、共有データベース又はその他の格納場所に保存、適切に管理されている非公開情報については、適用される法令等に抵触しない限り、引き続き当該情報を保有することがあります。なお、当該オプトアウトは、各 HSBC 日本法人がお客様から直接受領した非公開情報を、同一法人内で共有することを制限するものではありませんのでご注意ください。又、お客様が「上場企業等」に該当しないこととなったことを認知した場合は、新オプトアウト方式に基づく情報共有を停止いたしますが、当該認知前に共有された非公開情報は各社それぞれにおいて引き続き保有することがあります。

9. 情報共有同意書等をご提出いただいているお客様について

既にお客様より非公開情報等の共有に関する情報共有同意書を頂戴している場合、新オプトアウト制度の対象となるお客様であっても、既存の情報共有同意書に従って、当該同意書の対象となる非公開情報について、情報共有が行われます。なお、既存の情報共有同意書又は旧オプトアウト方式における通知の対象外の非公開情報について、新オプトアウト方式に基づき情報共有を行うことがあります。当初のお客様のご意向によっては、改めて確認させていただくことがあります。

また、お客様との間で別途秘密保持契約が締結されている場合は、当該秘密保持契約の対象となる情報については、本書の記載に拘わらず、当該契約記載の条件に従うものとします。

10. 新オプトアウト制度による情報共有停止のお申し出の方法

新オプトアウト制度による情報の共有にご同意いただけない場合は、HSBC の営業担当者宛にお客様が非公開情報共有の停止を求める旨、貴社名（正式名称）及び当該お申出に係る決定権限者、ご担当者のお名前・所属部署・役職をご記載の上、ご連絡いただけますようお願いいたします。

また、お客様が企業グループの頂点に位置する会社等でありグループ企業全体を代表し一括で情報共有停止をお求めになる場合はその旨をご連絡いただけますようお願いいたします。

なお、ご異存がない場合は、特段のご連絡は不要です。

11. その他

お客様の情報の共有に関する個別のお問合せ又はご意見に関しましては、HSBC の営業担当者にご連絡いただけますようお願いいたします。